

告 示

埼玉県告示第千十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年九月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

J R 川越駅ビル

埼玉県川越市脇田本町一番地八

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 東日本旅客鉄道株式会社 代表取締役 富田哲郎

東京都渋谷区代々木二丁目二番二号

株式会社ルミネ 代表取締役 新井良亮

東京都渋谷区代々木二丁目二番二号

（変更後） 東日本旅客鉄道株式会社 代表取締役 深澤祐二

東京都渋谷区代々木二丁目二番二号

株式会社ルミネ 代表取締役 森本雄司

東京都渋谷区代々木二丁目二番二号

ハ 変更年月日

平成三十年四月一日外

ニ 届出年月日

平成三十年九月七日

二 縦覧期間

平成三十年九月二十一日から平成三十一年一月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年九月二十一日から平成三十一年一月二十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課